

【表紙】

【提出書類】 変更報告書 No.8

【根拠条文】 法第27条の25第1項

【提出先】 関東財務局長

【氏名又は名称】 エフイッシモ キャピタル マネージメント ピーティーイー エルティーディー (Effissimo Capital Management Pte Ltd) 取締役 高坂卓志 (Director)

【住所又は本店所在地】 260 オーチャードロード #12-06 ザヒーレン シンガポール 238855 (260 Orchard Road #12-06 The Heeren Singapore 238855)

【報告義務発生日】 令和4年3月24日

【提出日】 令和4年3月31日

【提出者及び共同保有者の総数(名)】 1

【提出形態】 その他

【変更報告書提出事由】 担保契約等重要な契約に関する変更

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社東芝
証券コード	6502
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京・名古屋

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国法人）
氏名又は名称	エフィッシモ キャピタル マネージメント ピーティーイー エルティーディー (Effissimo Capital Management Pte. Ltd.)
住所又は本店所在地	260 オーチャードロード #12-06 ザヒーレン シンガポール 238855 (260 Orchard Road #12-06 The Heeren Singapore 238855)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	平成18年6月19日
代表者氏名	高坂 卓志
代表者役職	取締役 (Director)
事業内容	投資顧問業

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	高坂 卓志
電話番号	65 6733 0309

(2)【保有目的】

投資及び状況に応じて経営陣への助言、重要提案行為等を行うこと。

(3)【重要提案行為等】

重要提案行為等を行う可能性がある。

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	100		42,868,401
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 100	P	Q 42,868,401
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		42,868,501
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (令和4年3月24日現在)	V	433,137,955
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		9.90
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		9.91

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

質権設定契約により、一任運用にかかる株券等のうち20,000,000株につき、モルガン・スタンレーMUFG証券に対して質権設定
提出者は、新生信託銀行株式会社との間の信託契約に基づき、発行会社の株式を信託している。信託契約期間中、提出者は信託内の株式の処分を指図しない。なお、義務発生日現在の信託契約の対象株式は、7,500,000株である。

提出者は、Bain Capital Private Equity, LP (以下「Bain Capital」という。) に対し、2022年3月24日付確認書 (以下「本確認書」という。) において、大要、以下のとおり確認している。

(1)関係当局の許認可 (対内直接投資規制における事前審査を含む。) が取得できる等の一定の前提条件の下で、Bain Capital又はその関係会社はその投資助言を行う投資ファンドが保有するエンティティ (以下「本公開買付者」という。) が、発行者の普通株式を対象とする公開買付け (買付予定株式数の下限を、当該公開買付けの後における本公開買付者の株券等所有割合が3分の2以上となる数と定めるものに限る。以下「本公開買付け」という。) を開始した場合、提出者の保有する発行者の普通株式の全てを応募させること

(2)本公開買付け又はその成立と競合、矛盾若しくは抵触し、又はそのおそれのある一切の行為を行わないこと
ただし、Bain Capitalらが本公開買付けに関する検討を終了することを提出者に通知した場合、本公開買付けが撤回若しくは不成立となった場合又は本公開買付けの成立が著しく困難となった場合には、本確認書の効力は終了する。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額 (W) (千円)		273
借入金額計 (X) (千円)		0
その他金額計 (Y) (千円)		101,006,609
上記 (Y) の内訳	顧客資金	
取得資金合計 (千円) (W+X+Y)		101,006,882

【借入金の内訳】

名称 (支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額 (千円)

【借入先の名称等】

名称 (支店名)	代表者氏名	所在地